

補助金調書

補助金名	公益財団法人福岡市スポーツ協会補助金			担当課 (連絡先)	市民局スポーツ推進部スポーツ振興課 (TEL 711-4099)
交付先	団体	公益財団法人 福岡市スポーツ協会		区分	外郭団体等への補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	補助目的を達成し得る団体が限定されているため。				
補助開始年度	昭和37	年度	経過年数	55	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【補助金の目的】 福岡市における生涯スポーツ及び競技スポーツの推進を図り、スポーツ文化の普及・発展と活力ある社会づくりに寄与することを目的として活動を行っている福岡市スポーツ協会を補助することにより、本市のスポーツの振興を図る。</p> <p>【補助対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民スポーツの普及振興 ・協議スポーツの振興 ・スポーツ人材の確保・育成・活用 ・スポーツに関する情報の収集・提供 ・スポーツの振興に関する調査研究 ・その他協会が法人の目的を達成するために行う事業で市長が特に必要と認めるもの 				
補助金の終期	平成28	年度	延長回数	0	回
終期を延長する理由					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費は、補助事業の遂行に必要な経費。ただし、交際費、食料費(お茶代・弁当代など事業を実施する上で必要な最小限の経費は可)、福岡市からの派遣職員に係る人件費を除く。 ・補助金額は、補助対象経費のうち、予算の範囲内で市長が決定する。 			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	<p>【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市における生涯スポーツ及び競技スポーツの推進を図ることを目的として、協会が加盟団体が行う各種スポーツ事業等に対し補助金を再交付するものであるが、協会内に設置する専門委員会で審議を行うことで、効率的・効果的な補助金の配分が期待できるため。 ・事業を実施する団体より提出される補助金交付調書、事業計画書、事業実施要項、事業収支予算書、その他会長が必要と認める書類に基づき、審査を行う。 				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	(1) 件	1 件	1 件	
	107,509 千円	(104,068) 千円	97,058 千円	95,106 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	<p>より多くの市民がスポーツに参加する機会を提供するとともに、子どもから高齢者まで、初心者からトップアスリートまで、多様な市民ニーズに対応した効果的・効率的なスポーツ事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟団体等スポーツ普及事業 ・加盟団体強化事業 ・表彰事業 ・福岡市スポーツ少年団事業 ・広報事業 ・スポーツ普及啓発事業 ・人材育成事業 				
補助金交付 による効果	<p>協会が持つ官民共同組織としての特性、専門的な知識や経験、ネットワークなどを活用し、より多くの市民にスポーツに参加する機会を提供するとともに、子どもから高齢者まで、初心者からトップアスリートまで、多様な市民ニーズに対応した効果的・効率的なスポーツ事業を実施することで、福岡市のスポーツ振興施策に寄与している。</p>				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。